

議員提出議案第3号

蕨市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり蕨市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年3月21日

提出者 蕨市議會議員 前川やすえ

賛成者 // 鈴木智

賛成者 // 本田てい子

蕨市議會議長 大石幸一様

## 蕨市議会委員会条例の一部を改正する条例

蕨市議会委員会条例(昭和31年蕨市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第24条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその意見を述べようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

- 第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、氏名又は名称を明らかにする措置であって、議長が定めるものをもって代えることができる。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。